

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第1節 ライフライン-水道

---

平成6年夏以降,我が国は西日本を中心とする歴史的な異常渇水に襲われた。この渇水による影響が北部九州地方などにおいて深刻な状況を継続していた平成7年1月17日,阪神・淡路地域が直下型の大震災に襲われた。これらの災害は,水道から本来の機能を奪い,多くの地域で国民生活に不可欠な飲料水や生活用水などの供給に大規模かつ深刻な支障が生ずる事態となった。

これらの事態は,自然現象の異変によるという不可避的な面はあったが,重要なライフラインである水道が緊急時に機能できなくなることがもたらす重大な影響が,多くの国民に再認識された。

国民の生活や生命に直結する水道について,安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため,老朽化した施設の再整備を急ぐことは,緊急の国民的な課題となっている。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第1節 ライフライン-水道

### 1 史上最悪の渇水被害と緊急対策

平成6年梅雨期の降水量が少なかったため、全国的な猛暑による水需要の増大にもかかわらず、西日本を中心として、全国各地にわたる深刻な水不足に陥った。人の生存、生活に欠かすことのできない飲料水、生活用水を供給する水道の水源にも重大な影響が及び、各地で水道の断減水が相次ぎ、大きな社会問題となった。厚生省が中間的に集計したところでは、平成6年6月1日～12月31日までの間に、水道の時間給水または減圧給水(断減水)が42都道府県の517市区町村において行われ、影響を受けた人口は延べ1,582万人にのぼった。この人口は、過去最大の断減水影響人口である、昭和53年渇水時の1,070万人を大きく上回る史上最悪の記録である。この渇水では、平成7年3月現在もなお約350万人の国民が給水制限の影響を受けており、一部の地域においては依然として深刻な状況が続いている(表5-1-1、図5-1-1)。

表5-1-1 平成6年における渇水による給水制限の影響人口

表5-1-1 平成6年における渇水による給水制限の影響人口

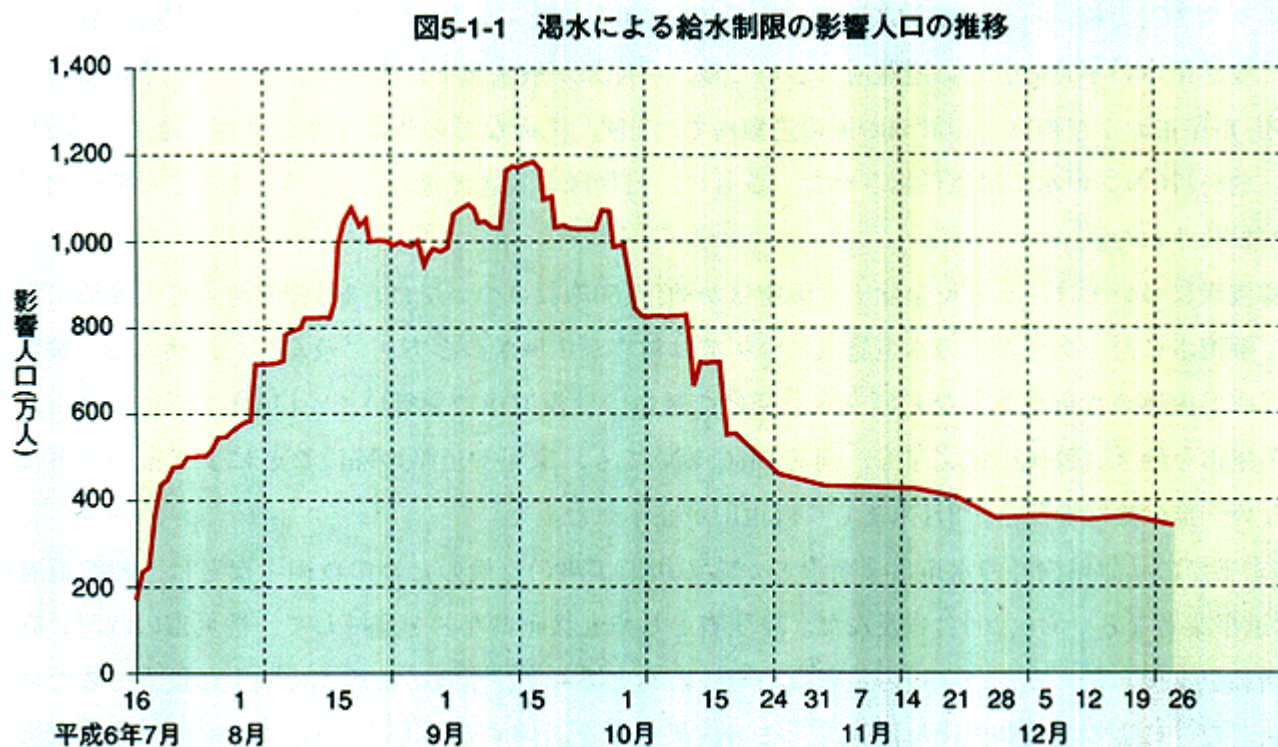
(単位：百人)

	減圧給水	時間給水	合 計		減圧給水	時間給水	合 計
北海道	580	0	580 ( 1.0)	滋 賀	2	38	40 ( 0.3)
青 森	0	0	0 ( - )	京 都	4,611	18	4,629 (17.8)
岩 手	14	105	119 ( 0.8)	大 阪	0	0	0 ( - )
宮 城	0	0	0 ( - )	兵 庫	5,454	5,346	10,800 (19.8)
秋 田	487	142	629 ( 5.2)	奈 良	99	12	111 ( 0.8)
山 形	4	0	4 ( 0.0)	和歌山	0	101	101 ( 0.9)
福 島	73	100	173 ( 0.8)	鳥 取	7	18	25 ( 0.4)
茨 城	542	0	542 ( 1.9)	島 根	312	142	454 ( 5.9)
栃 木	0	0	0 ( - )	岡 山	6,538	6,388	12,926 (67.0)
群 馬	3,247	0	3,247 (16.3)	広 島	14,521	7,424	21,945 (76.1)
埼 玉	3,220	0	3,220 ( 4.9)	山 口	171	5	176 ( 1.1)
千 葉	10,309	0	10,309 (18.1)	徳 島	16	17	33 ( 0.4)
東 京	6,632	0	6,632 ( 5.6)	香 川	1,106	7,612	8,718 (85.3)
神奈川	0	0	0 ( - )	愛 媛	184	6,385	6,569 (43.4)
新 潟	43	237	280 ( 1.1)	高 知	1	2	3 ( 0.0)
富 山	3	0	3 ( 0.0)	福 岡	0	29,256	29,256 (60.3)
石 川	15	91	106 ( 0.9)	佐 賀	474	2,243	2,717 (30.7)
福 井	0	8	8 ( 0.1)	長 崎	5,083	2,991	8,074 (51.8)
山 梨	0	2	2 ( 0.0)	熊 本	22	1,200	1,222 ( 6.6)
長 野	0	29	29 ( 0.1)	大 分	0	3	3 ( 0.0)
岐 阜	82	20	102 ( 0.5)	宮 崎	0	2	2 ( 0.0)
静 岡	0	7	7 ( 0.0)	鹿 児 島	0	157	157 ( 0.9)
愛 知	9,769	11,797	21,566 (31.7)	沖 縄	0	47	47 ( 0.4)
三 重	2,661	1	2,662 (14.6)	合 計	76,282	81,946	158,228 (12.7)

※ ( ) 内は各都道府県の人口に対する影響人口の割合

- (注) 1. 減圧給水の欄には、配水管の水圧を低下させた結果、水の出が悪くなる等の影響を受けた人口を集計している。(減圧給水と時間給水の影響を受けた人口は時間給水の欄に集計している。)  
2. 時間給水の欄には、給水時間の制限を受けた人口を集計している。

図5-1-1 渇水による給水制限の影響人口の推移



渇水による水道への影響が全国に及び始めた7月15日に、厚生省では、生活衛生局長を本部長とした「水道渇水対策本部」を設置した。本部においては、全国の水道渇水情報の収集・公表、関係省庁・関係機関等に対する水道用水確保および節水の要請、全国都道府県水道渇水対策連絡会議の開催、渇水時の衛生対策の指導強化を行った。また、時間給水、減圧給水といった非常措置をとらざるを得ないような被害の深刻な水道に対して、水道事業者や、メーカーを会員とする社団法人の協力を得て、海水淡水化装置およびその運転技術者の派遣を実現するとともに、給水車など必要な支援を効果的に実現するための調整などの緊急対策を講じたところである。また、自衛隊の災害派遣により、深刻な渇水地域に対し約1万3千トンの水が供給された。

渇水対策には、ダムなどの水道水源の開発およびダムなどの水を水道水として供給するために必要な取水、導水、浄水、送水、配水の各施設が必要であり、これらの施設を総合的に整備していくための本格的な対策の推進が必要である。



---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第1節 ライフライン-水道

### 2 阪神・淡路大震災による水道システムの甚大な被害と応急対策

---

阪神・淡路大震災により、兵庫県下15市町の水道事業およびこれらの水道に水道用水を供給する阪神水道企業団などの浄水場、送水施設、配水施設などに甚大な被害が生じたほか、大阪府など8府県53市町村の水道施設に大きな被害が生じた。この結果、震災直後には兵庫県で約120万9千戸、大阪府ほか7府県で約2万戸、計122万9千戸が断水状態となった。

厚生省では、震災発生当日、担当官を被災地に派遣して連絡拠点を設置するとともに、全国の都道府県水道事業者に応援可能資機材・人材リストの提出を求め、翌日には関係団体に応援活動を要請し、水道事業者などの給水車、応援人員などの派遣のあっせんを開始した。兵庫県の受け入れ体制が強化された翌19日から、前記応援可能資機材・人材リストを活用して、兵庫県などから全国の水道事業者に応援が要請され、災害発生から1か月間(2月16日)までに、給水車などの支援車両744台、ポリタンク約10万個、水運搬用ポリ袋約21万枚、パック水約39万個、人員約3,100人に及ぶ応急給水確保のための支援が行われた。また、生活用水の不足の著しい避難所については、兵庫県が被災市と連携し、県建設業協会の協力を得て、神戸市、芦屋市および西宮市の計54か所の避難所で、洗濯、洗面などの化活用水が使用できるよう2月16日までに約6,170トンの水が緊急供給された。さらに、自衛隊の災害派遣により、3月末までに約5万4千トンの水が供給された。

水道施設については、兵庫県を除く大阪府ほか8府県53施設については、1月23日時点で仮復旧が完了し、断水は解消された。兵庫県下の水道施設については被害が広域かつ多方面に及んだが、兵庫県、被災市町村が兵庫県内外の水道事業者などの支援を受けて懸命の仮復旧作業を行い、2月16日までに神戸市、西宮市、芦屋市を除き、仮復旧は完了し、前記3市においても、家屋や道路の陥没などにより復旧工事に着手できない一部の地区を除き、2月末までに仮復旧が完了した。

2月末までの兵庫県内外の水道事業者などからの復旧工事の支援のための技術者などは、42都道府県の195水道事業者などから6,200名に及んだ。厚生省としても兵庫県などと連携して、被災市の状況に応じて復旧活動を支援した。また、今後の災害復旧の技術的支援および水道の耐震性の向上に役立てるため、学識経験者などによる現地調査団を派遣し、この成果などを活用することにより、3月末には被災水道施設の耐震性の向上を考慮した復旧について指針を緊急に提示した。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第1節 ライフライン-水道

### 3 質の高い水道を目指して

---

#### (1) 水道水源の開発など

我が国は、河川の状況が悪化すると取水が制限される不安定取水が全国の水道水源の約35%を占めており、渇水の影響を受けやすい。このため、ダムなどによる水源開発を進めるとともに、渇水による影響を受けない海水淡水化施設の整備を進めているところであるが、この一層の推進に努めていくことが必要である。

また、ダムなどの水を広域的に活用するために必要であり、かつ、地震や渇水にも強い水道づくりを推進するため、複数の市町村の区域にわたる広域的な水道施設の整備を進めるとともに、小規模な簡易水道などの統合を進めることが必要である。

#### (2) 老朽施設の更新および基幹施設の耐震化

水道事業の使命である安全で良質な水道水の常時安定的な給水を確保するため、水道システム全体としての質の向上を図ることが必要である。

特に、送配水の面については、全国の管路の総延長は約50万kmに及ぶが、このうち約11万kmが地震などによる被害を受けやすく、漏水の原因となりやすい老朽化した石綿セメント管などであり、これを他管種に更新するなど水道管路の近代化を推進することが重要である。また、阪神・淡路大震災による被害状況、調査・解析に基づき、水道システムの耐震性向上のための検討を行い、浄水場、配水池、主要な管路などの基幹施設の耐震化を一層積極的に進めるなど、全国の水道を地震などに強いものとするために教訓として生かすことが重要である。

#### (3) 緊急時給水拠点の確保

大規模な災害発生時などの応急給水体制として、給水拠点を確保する必要があり、このため、厚生省では、「緊急時給水拠点確保事業」を実施し、配水池の容量を1日最大給水量の12時間まで増設するとともに、緊急時に近隣の水道事業者などからの応援給水を可能とする緊急時用連絡管の整備を推進している。また、長大な配水管網全体の機能が一時に停止することのないよう、緊急用貯水槽などの設置を推進することが必要である。

地震列島である日本においては、今回の大地震の教訓を踏まえ、緊急時に備えて給水拠点を着実に整備しておく必要がある。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第1節 ライフライン-水道

#### 4 安全で良質な水の供給

---

近年,水道原水の水質汚濁の進行に伴い,水道水中のトリハロメタンなどの有害物質の存在や異臭味が問題となっており,また,こうしたことを背景として国民の水道水に対する信頼感が低下している。

水道事業者は水道水の水質基準に適合した安全で良質な水の供給を確保するために,浄水場における適切な浄水処理などにより対応しているが,こうした対応のみでは水質基準を満たさなくなるおそれが生じることも考えられ,水道原水自体の水質の保全を図る根本的な対策が必要な状況になってきている。

このため,都道府県や河川管理者の計画による水道原水の水質保全のための事業の促進措置を内容とする「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」が平成6年3月に公布,同年5月に施行され,すでに7水道事業者からこの法律に基づく計画策定の要請が行われている。これらの水道事業者のうちの福島県須賀川市と同県石川町からの要請に基づく県計画は,ともに平成6年12月に,また,千葉県営水道事業者からの要請に基づく県計画は平成7年3月に策定され,それぞれの計画に基づいて水道原水の水質の保全に資する事業の実施が図られていくこととなった。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第2節 増えるごみと減量化

---

廃棄物は、古くから人と切っても切れないものとして存在してきた。例えば、縄文後期の遺跡である貝塚からは貝殻、魚骨、土器などが発見されるが、貝塚は当時の日常生活から排出された廃棄物の捨場であった。

昭和45(1970)年の廃棄物処理法制定後、20年を経る間に「使い捨て文化」が国民生活に広く浸透し、また経済の規模も拡大する中で、「不要物」とされた廃棄物は量的に増大、質的にも多様化した。このような状況のもと、我が国においては、廃棄物の減量化・再生利用の推進、最終処分場などの廃棄物処理施設の確保などを目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の抜本的な改正が平成3年に行われるとともに、同年に「再生資源の利用の促進に関する法律」、5年に「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の制定が行われるなど法制上の対応が進められており、地方公共団体や事業者などにおいても、それぞれの創意工夫を生かした、廃棄物の減量化・再生利用、適正処分に向けた本格的な取組が開始されている。また、住民参加のボランティア団体によるリサイクルバザーなどの取組も行われてきている。

これらの取組の進展にもかかわらず、廃棄物の排出量は増加し、その種類も多様化が進んでいる。他方、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の確保が困難となっており、また不法投棄などの不適正な処理が社会問題となるなど、廃棄物の処理をとりまく状況にはきわめて深刻なものがある。

このような深刻な事態を打開していくには、国民、事業者、国および地方公共団体の協力のもと、循環型の廃棄物処理システムの実現に向けた真摯な取組を積み重ねていくことが求められている。

---



## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第2節 増えるごみと減量化

###### 1 ごみのゆくえ

###### (1) 昭和60年代に入って増えているごみ

現在,ごみ(一般廃棄物からし尿を除いた物。以下同じ。)の年間排出量は,平成3年度で全国で5,077万トンであり,容積に置き換えると東京ドームの約136杯分となる。1日当たりでは13万8,708トン,通常のごみ収集2トン車で約6万9,350台分に及ぶ。

ごみの排出量は,国民の生活や社会の活動を反映して変化する。排出量は,高度経済成長に伴い,昭和40年代に急速に増加したが,第一次オイルショックをきっかけに増加が緩まり,50年代はおおむね安定していた。それが,昭和60年代に入ってから増加傾向が続いており,61年度から平成3年度に至る5年間で13.5%も増加している。

###### (2) 増える包装廃棄物と残り少なくなる最終処分場

ガラス,金属,紙,プラスチックなどの包装廃棄物の割合が約6割を占めている。ごみのもととなる包装容器の出荷は平成3年度には2,221万トンと10年前(昭和56年)の4割増となっている。その内訳をみると,びん(特にリターナブルびん)が減少し,ペットボトルや缶が増加している。生活形態の変化に伴って「不要物」となりやすい包装廃棄物が年々増加している現状にある。

次に,これらごみ処理の状況をみてみよう。

市町村で処理されるごみは,焼却などの中間処理を経て,燃えがら・灰などの残渣として最終処分場に埋め立てられることとなる。最終処分場に埋め立てられるごみの量は,ごみの収集総量の3分の1となっている。この中間処理による減量処理率については,ごみ総量のうち,焼却処理が73%,焼却以外の中間処理(選別・破砕・堆肥化など)が10%と計83%を占め,この割合は年々増加しているが,一方でなお17%が減量処理を経ずそのまま最終処分場に埋め立てられている。

また,ごみの排出量の増大に対応して,ごみ処理費用も昭和61(1986)年度の1兆419億円から平成3(1991)年度には1兆5,872億円へと5年間で1.5倍あまりに急増している。さらに,紙類やプラスチックなどの発熱量の多いごみが増加しているため,発熱量の上昇に伴い焼却炉が傷みやすくなり,建設費や維持管理費の上昇に拍車をかけている。

ごみの行きつき先の最終処分場については,用地確保が困難なこと,地域住民の理解を得にくいことなどにより,その確保が困難となっている。この結果,ごみの最終処分場の残余年数は,平成3年度で,全国で7.8年,

首都圏で4.8年となっており,極めて切迫した状況にある。

### (3) なかなか進まぬ分別収集

他方,再生利用の前提となるごみの分別収集の状況をみると,缶,びん,古紙などの資源ごみの分別収集を行っている市町村数は平成5年6月現在,5年前の昭和63年末に比べ約2倍の約4割(1,342市町村)となっている。市町村のごみの減量化・再生利用に向けての取組が着実に進展しつつあることがわかる。しかしながら,資源ごみの総排出量に占める割合は市町村が行う場合や市民団体の回収に市町村が関与する場合を含めても,6%程度にとどまっており,また,分別対象もビンや缶などのガラス類,金属類あるいは古紙などの紙類が中心であり,発泡スチロールやペットボトルなどのプラスチック類の分別収集は低調となっている。さらに,せつかく分別収集してもいくつかの品目では逆有償化が生じ,市町村がコストを負担しなければ引取り・再生利用に結びつかないことが分別収集の進展を図るうえで障害となっている。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第2節 増えるごみと減量化

#### 2 ごみの減量化・再生利用の促進

---

ごみの排出量に歯止めがかからず、また、ごみの再生利用が低調であることの原因としては、製品の開発、製造、輸入、流通、消費、ごみとなった場合の排出、再生利用の各過程で、ごみの排出抑制、再利用のインセンティブが生じにくく、ごみの処理に関する責任を有する市町村がコストの大部分を負うこととなっていることがあげられる。

ごみの減量の推進に積極的に取り組んでいるドイツでは、平成3年より製造業者および販売業者に包装廃棄物の回収と再生利用を義務づけるとともに、自らディポジットにより回収するか、一定の再生率を満たす非営利の包装廃棄物回収業者DSD(デュアル・システム・ドイチェランド)が回収を代行するシステムに参加するかを選択するシステムが構築されている。この結果、平成5年までの2年間で包装廃棄物の排出量が1,280万トンから1,180万トンへ減少するとともに、販売用包装の54%が再生利用されるなどの効果が生まれている。

また、フランスにおいては、地方公共団体による収集システムを普及させるとともに、製造・販売業者に包装廃棄物の処理(再生処理)を義務づけ、国の認可を受けたエコ・アンバラージュ社が製造・輸入業者の委託を受け、地方公共団体が収集した包装廃棄物の引取保証などを行う制度が実施されている。

こうしたリサイクル先進国における取組などを参考とし、我が国においてごみの減量化・再生利用を進めていくことが必要である。厚生省の生活環境審議会廃棄物減量化・再利用専門委員会は平成6年10月に、市町村と事業者の協力による新たな包装廃棄物の回収・再生利用システムの構築などを内容とする「廃棄物の減量化・再生利用の推進等について」報告を行った。この新たなシステムの構築に向けて関係省庁と協力しながら検討を行い、その実現のため「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」案をとりまとめ、第132国会に提出したところである。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第2節 増えるごみと減量化

###### 3 適正処理の確保

###### (1) 適正処理困難物の処理

新しい素材や製品の普及に応じて、大型の家電製品やマットレスなど、重量・体積が極めて大きく、圧縮・破碎が困難なごみなど、市町村の持つ施設や技術では適正な処置が困難なごみ(適正処理困難物)が増加している。このような一般廃棄物の処理は、廃棄物となる前の製品などの製造、販売などを行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、厚生省では廃棄物処理法に基づき、市町村が必要な協力を求めることができる廃棄物として、大型冷蔵庫、大型テレビ、タイヤ、スプリング入りマットレスの4品目を平成5年3月に指定したところであり、現在、市町村と事業者間で事業者の協力による処理体制の整備が進められている。

###### (2) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物については、平成3年度にはごみの8倍弱に当たる全国で年間3億9,800万トンが排出されたと推計されている。景気の低迷などを受けて前年比1%程度の増加にとどまっているものの、昭和60年度の3億1,200万トンと比べると大幅に増加している(6年間の伸び率は27.5%)。

産業廃棄物の総排出量のうち直接再利用されるものが約9,300万トン(23%)、中間処理されるものが2億4,100万トン(61%)、直接最終処分されるものが6,400万トン(16%)となっており、うち中間処理された金属などの残渣はさらに再生利用に回され、残りが最終処分されることとなるので、最終的に1億5,800万トン(39%)が再生利用され、9,100万トン(23%)が埋立最終処分されている。産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、平成3年度末現在、全国で1.9年、首都圏ではわずか0.5年分しかない。こうしたことを背景に、近年、大都市圏を中心に産業廃棄物が都道府県域を超えて移動し、処理される広域処理が顕著であるが、一方で、持ち込み先の地方公共団体で受入れを規制する場合や、最終処分場の確保難や処理コストの高騰などを背景に、不法投棄などの不適正処理も発生している。

平成5年度より特別管理廃棄物(病院などから生じる感染性廃棄物や水銀、アスベストなどの有害物質を含む廃棄物)について排出事業者特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付を義務づけ、適正に処分されるまでの流れの管理の徹底を図っている。また、平成6年9月に行われた廃棄物処理法施行令の改正により、自動車や電気機械器具を破碎処理し、鉄くずなどを選別した後に生じるシュレーダーダストについて、その適正処理を確保するため、管理型処分場での処分を平成7年4月より義務づけることとした。今後とも、国民の健康と安全な環境を確保するため、公共関与などによる施設整備や処理業者の能力の向上などを推進するとともに、排出事業者などの適正処理意識の向上、適正処理の監視体制の強化など不法投棄防止対策の徹底や、不法投棄された土地の速やかな原状回復の方策について検討を進め、社会的に信頼される廃

棄物処理を確立していくこととしている。

### ごみ発電

ごみ焼却施設については、近年、余熱の有効利用などが各地で展開され、利便施設としての理解が高まってきている。

ごみ焼却施設からの余熱を有効に利用する形態としては、施設鷹の暖房・給湯、温水プール、周辺施設への温水・熱供給のほかに、ごみ発電がある。平成4年度現在、焼却施設の発電能力は36万kwであり・これは約140万世帯すなわち四国程度の消費電力に相当する。ごみの持つ潜在エネルギーを平成3年度のごみ排出量で試算してみると、1年分のごみの持つ潜在エネルギーは $9.1 \times 10^{10}$ kcal(ごみの1kgの発熱量を約1,800kcal/kgと設定)となり、これを石油に換算すると、 $9.9 \times 10^4$ klであり、我が国の12B分の石油消費量に相当する。

平成5年度末現在においては、発電を行っているごみ焼却施設は129施設で、電力会社への発電を行っている施設は53施設(約4割)となっている。近隣の公共施設への電力供給(特定供給)の自由化に伴い、余熱利用としてのごみ発電の一層の普及が期待されている。

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第2節 増えるごみと減量化

#### 4 廃棄物処理施設の計画的整備

---

廃棄物の再生利用と減量化を促進していくためには、収集された廃棄物を破碎、圧縮しその減量化を図り、有効に選別し、資源へと結びつける廃棄物資源化施設(リサイクルプラザ、リサイクルセンター)が

極めて重要である。

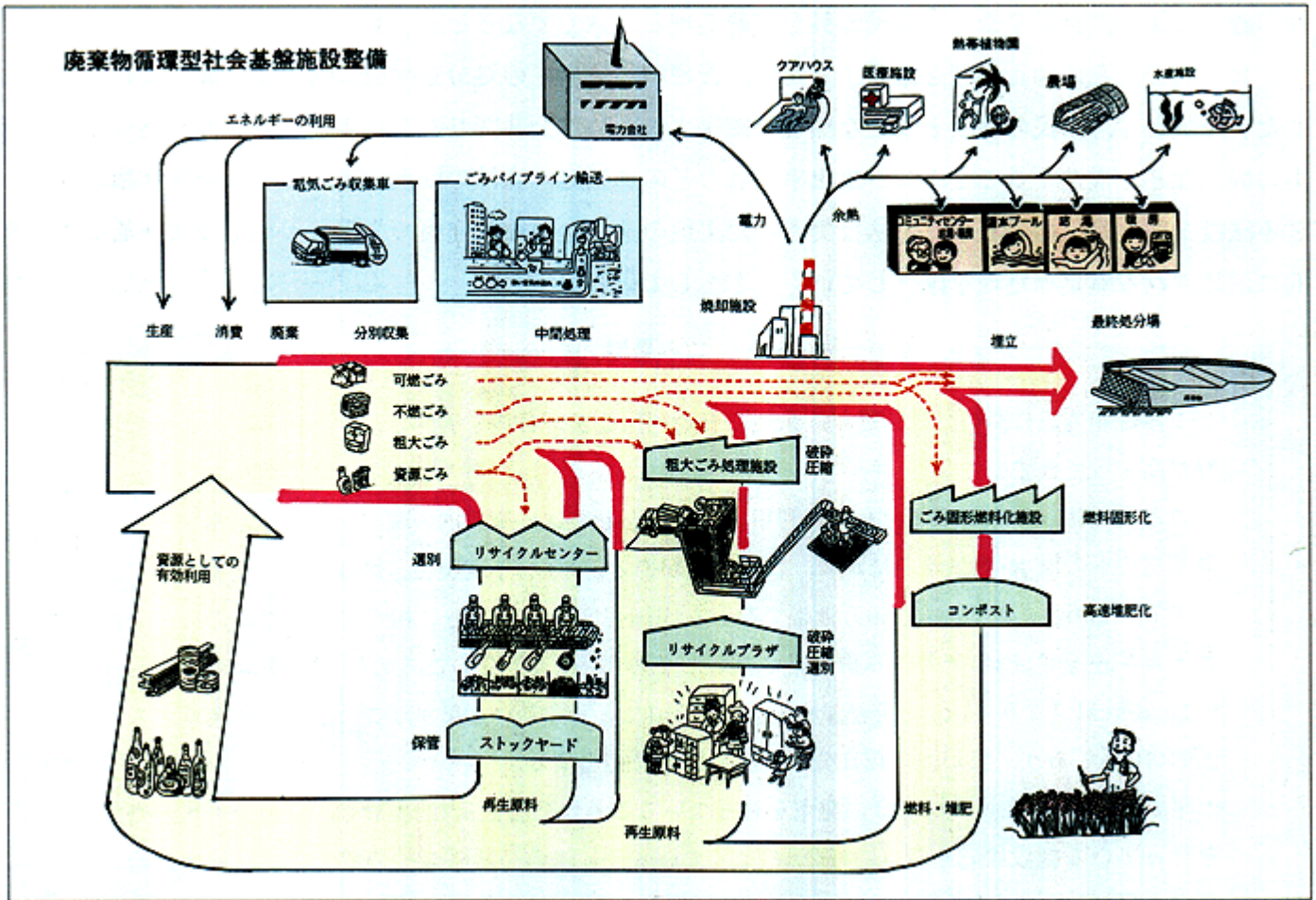
再生利用が困難なものについても、限られた最終処分場を有効に利用するためには、焼却施設の新增設の促進により中間処理の徹底を図るとともに、特に、最終処分場の確保が困難となっている大都市圏などにおいては最終処分量の半分近くを占める焼却灰を溶融資源化施設などの整備により、さらに減量処理、資源化することが必要となっている。

また、最終処分場がひつ迫している状況において、廃棄物の減量化・再利用の促進と併せて、最終処分場の整備を着実に進めていく必要がある。特に最終処分場の確保が困難な大都市圏においては、都府県域を超えた広域対応が必要である。

このような認識のもと、平成6年10月に閣議決定された公共投資基本計画においても、循環型の廃棄物処理を進めていくこととし、廃棄物処理施設の積極的な整備を促進することとしている。特に大都市圏においては、地方公共団体が共同で港湾区域内の海面に最終処分場を整備するフェニックス計画をさらに推進することとしている。

#### 廃棄物循環型社会基盤施設整備





## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第2節 増えるごみと減量化

##### 5 合併処理浄化槽の整備

---

快適な生活環境を整備し,公共用水域の水質汚濁を防止するため,処理性能が良く,低価格で短期間に設置できる合併処理浄化槽が,下水道などと並ぶ恒久的な生活排水処理施設として大きな期待を集めている。

厚生省では,生活排水対策の重要な柱として,合併処理浄化槽の整備を進めており,合併処理浄化槽の設置者に対する市町村の助成事業に対して補助を行っている。さらに,平成6年度には,市町村自らが設置主体となって合併処理浄化槽の計画的な整備を行う事業も創設したところであり,合併処理浄化槽の地域ぐるみでの面的な整備その維持管理体制の整備を進めているところである。

---

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 水とごみ

##### 第2節 増えるごみと減量化

#### 6 災害廃棄物の処理

---

阪神・淡路大震災においては、約13万1千棟に及ぶ膨大な家屋や道路・鉄道・港湾などの損壊が生じ、約1,550万 $m^3$ のがれき等の災害廃棄物が発生した(兵庫県推計)。

倒壊した個人の家屋などがれきの処理は、廃棄物処理法に基づいて被災市町が行うこととされているが、今回の災害による発生量が極めて多いことから、処理状況の把握や搬送ルート、仮置場および最終処分場の確保によって円滑な処理を推進することを目的として、被災市町のほか、兵庫県、厚生省、建設省、運輸省、警察庁等が構成員となった「災害廃棄物処理推進協議会」が地元設置されており、市町、県、国が協力して取り組む体制となっている。

がれきの処理に際しては、金属くず、コンクリートがら、廃木材など、できるかぎり分別を行って、コンクリートがらなどを港湾等建設資材などとして再利用する、廃木材をチップ、集成材などとして再利用するあるいは焼却するなどの中間処理を行うこととしているが、こうした中間処理による減量化を行ったとしても大量の最終処分が必要になると見込まれる。この地域を含む近畿圏では、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)が設置されており、災害廃棄物の受け皿として機能しているなど、他の地域に比べ最終処分場の整備がなされていたこと、今回、あらたに最終処分場が確保されていることから、今回のがれきの最終処分については何とか対応できるのではないかと見込まれているが、今後、次期広域処理場の整備を早期に進めるなど、最終処分場の確保とともに積極的なリサイクルの推進に努める必要がある。

災害時のがれきの処理は、廃棄物処理法に基づき公費により処理されることとされているが、今回の災害による被害の甚大さを考慮して、個人や中小事業者等が所有する損壊した家屋などについては、処理のみでなく、解体に係る費用についても、公費処理の対象とすることとした。また、市町村の負担の2分の1を国庫補助するとともに、残りの被災市町の負担部分(起債)についても特別交付税によって元利償還金の95%が措置されることとなっている。

がれきの処理は、被災地の再建・復興の前提となる事業であり、関係者が協力して全力で取り組んでいるところであるが、最終的に処理が終了するまでには1年以上を要するものと見込まれる。

---